

市役所から

古河福祉の森会館休館日

9月24日(土)・25日(日)は、害虫駆除のため休館します。

問 健康づくり課(古河福祉の森会館)☎48-6882

ニセ電話詐欺にご用心

最近、市役所職員を名乗り「国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・医療費の還付金があるので、取引銀行・口座番号・残高などを教えてほしい」という電話が増えています。

このような電話は「詐欺」です。市役所から電話で「取引銀行・口座番号・残高」などを確認することは一切ありません。

被害に遭わないためにも、家族や高齢者の皆さんなどに注意するよう「声掛け」をお願いします。

問 ㊦国保年金課

19歳・20歳のマル古の受給要件を拡大します

10月1日(土)から、市の医療費助成制度「子どもマル古」の所得制限額を拡大します。平成28年度中に19歳と20歳になる人で次の要件を満たす場合は、必要な書類等を持参のうえ、申請手続きを行ってください。

受給要件

①大学・短期大学・高等専門学校・専修学校や就学年齢が1年以上の各種学校に在学している学生

※遠方の大学等に在学し、古河市外に下宿している人でも、市内在住の保護者の健康保険の被扶養者の人は該当になります。

②平成27年度(平成26年中)の父母のいずれかの所得が下表の所得制限額未満であること

扶養親族数	所得制限額
0人	630万円
1人	668万円
2人	706万円

※以降、扶養親族1人につき38万円加算。

※父母以外の扶養義務者の所得制限額は1,000万円です。

持参物

①健康保険証
②学生証または在学証明書(原本)

③認め印
※平成27年1月2日以降に古河市に転入した人は、父母の所得(課税)証明書または非課税証明書が必要になります。
※申請手続きが必要な人で、マル古の申請が遅れた場合、手続きを行った月からの受給となりますので、ご注意ください。

申請窓口

- ・古河庁舎国保年金課
- ・総和庁舎市民総合窓口課
- ・三和庁舎市民総合窓口室

問 ㊦国保年金課

小児マル福の対象者を拡大します

10月1日(土)から、県の医療福祉費支給制度「小児マル福」の所得制限が拡大されます。受給資格がマル古からマル福に変更となる人には、新しい受給者証を送付します。

なお、新しい受給者証が届いた人は現在持っている受給者証が使用できなくなりますので、返却をお願いします。

問 ㊦国保年金課

機械式生ごみ処理機の貸し出しを行っています

機械式生ごみ処理機の効果や利便性などを体験し、生ごみ減量の手軽さを理解しながらごみの減量を推進するため、生ごみ処理機の貸し出しを行っています。事前予約制。

対象 次の①・②を満たす人

- ①市税等の滞納がない人
- ②市内在住で、家庭内での使用を目的とする人

貸出条件

- ①同年度中に機械式生ごみ処理機の貸し出しを受けていないこと
- ②貸出期間中、処理機の管理を行い、処理動作破損に伴う経費は申請者自身が負担すること
- ③アンケート調査に協力すること

貸出期間 14日以内
貸出台数 1世帯1基

申込 問 ㊦環境課

■節電・節水にご協力ください